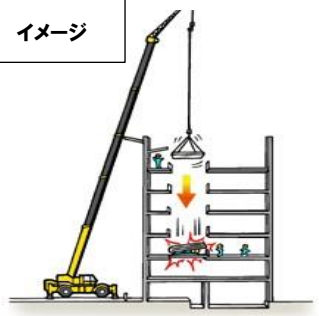


# 死亡労働災害速報（2018.9）

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

<b>吊り上げ中の外壁材が落下、作業員に当たる。</b>			
発生日月	平成30年9月6日 午前2時頃		
業種	鉄骨・コンクリート造家屋建築工事業	事業場規模	不明
事故の型	飛来・落下	起因物	つり荷(移動式クレーン)

発生状況	<p>9月6日 午前2時頃、仙台市青葉区内のビル建設現場で、移動式クレーンで吊り上げていたコンクリート製外壁材6枚(1枚140キロ)中3枚が、何らかの原因で割れて路上に落下した。被災者(男性62歳)は、その下方で同クレーンの誘導作業をしていたが、破片が頭部に当たった模様で倒れているところを発見され、病院に運ばれたが死亡した。 (マスコミ報道より)</p>
災害防止対策	<p><b>【現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移動式クレーンで荷を吊り上げる場合には、吊り荷の形状、重量等に対応した用具を用い、適切な方法により玉掛けを行うこと。 また、有資格者、合図者等の配置、指揮系統等を確認し、関係作業員への周知を徹底すること。</li> <li>2. バラ物を一度に玉掛けする場合には、補助ベルト等を使用して、荷全体を結束してから、玉掛けを行うこと。</li> <li>3. 吊り角度により生じる分力により、つり荷が破損する恐れがある場合は、クレーン等の揚程を確認して、玉掛用ワイヤーロープを長くし、つり角度を小さくする。吊り角度を小さくできない場合は、つりビーム等の使用を検討する。</li> <li>4. 「玉掛け作業3・3・3運動」を実施し、地切り30cmで一旦静止させ、吊り荷の安定性を確認・保持する。</li> <li>5. 吊り荷の下には原則として作業者を立ち入らせないこと。特に、複数の荷が一度に吊り上げられる場合等には、吊り荷の下方への立ち入り禁止措置を徹底すること。</li> <li>6. 作業が夜間となる場合には、照明設備を増設する等作業を安全に行うために必要な照度を確保すること。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>イメージ</p>  <p>参考：厚労省「職場のあんぜんサイト」より。本事故の災害発生状況とは直接関係ありません。</p> </div>